

令和7年4月
定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和7年4月18日(金) 午前8時56分～9時49分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番 松浦 雄一	2番 石井 淑雄
3番 吉田 宏明	4番 原 武信
5番 山下 祝	6番 本条 仁史
8番 猪熊 幸雄	9番 大原 眞路(会長)
10番 土井 正幸	11番 高市 佳和
12番 山本 茂	13番 宮本 賢一
14番 藤川 一雄	15番 梶野 和幸(会長職務代理)
16番 山下 恵	17番 富木田 好正
18番 三木 洋一	

欠席委員

7番 木下 得代

傍聴推進委員

なし

農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	山崎 貴士

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	7件	田 畑	10,540.61 3,000	m ² m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	件	田 畑		m ² m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	件	田 畑		m ² m ²
第4号議案	非農地証明願	9件	田 畑	971 8,986	m ² m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見 聴取	33件	田 畑	59,201 1,613	m ² m ²
第8号議案	農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴 取	1件			
報告第1号	合意解約	5件	田 畑	6,928 313	m ² m ²

令和7年4月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻より少し早いですが、只今より4月の定例会を開催いたします。

審議に入ります前に、4月1日付けに人事異動がありましたのでご報告いたします。
香川県農地機構より坂出市担当職員として■■■様が新たに来られました。

(農地機構の挨拶)

続きまして、事務局にも人事異動がありました。これまで委員の皆様にお世話になりました藪本に代わり、4月1日付で福濱が新規採用職員として農業委員会事務局に配属になりました。本来ならばこの場をお借りして本人よりご挨拶差し上げるところではございますが、新規採用職員研修のため高松市の方に行っておりますので、皆様への挨拶は5月の定例会になるかと思えます。よろしくお願ひいたします。

ではここからは4月定例会の通常審議に戻りたいと思えます。本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで 合計 50件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中 17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、木下 委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

また、本日は傍聴人の方が1名お見えになっていることも、合わせてご報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

(挨拶)

本日は新年度1回目の定例会ということなので、会長の方からも挨拶をいただきたいと思えます。

会長

(挨拶)

会長職務代理

大原会長ありがとうございました。

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 6番 本条 委員さんと 8番 猪熊 委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、14番 藤川 委員さんと16番 山下 (恵) 委員さんと17番 富木田 委員さんで、昨日4月17日(木)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

第1号議案「農地法第3条許可申請」7件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」7件についてご説明いたします。

始めに今回の3条申請7件は、すべて所有権移転によるものとなっておりますことをご報告いたします。それでは、資料2ページからになります。

1番 申請地は■■■ 地目 田 面積 1,143 m²。

譲渡し人、譲受け人とも坂出市の方による、有償の売買での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、経営縮小を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は 14,939.06 m²であり、経営地すべてが適正に管理されております。

取得後の営農計画としては、ブロッコリーの販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、トラックが各1台、耕耘機、テラーが各2台です。農作業歴は60年、年間従事日数は300日程、通作距離についても車で5分と通作可能と判断できます。

2番 申請地は■■■ 地目 田 面積 393 m²外2筆 計 858.61 m²。

県外の譲渡し人、市内の譲受け人による、無償の譲渡での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、農地を相続したが県外に住んでいることから耕作ができない譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。申請者は兄弟の関係になります。

受人反別は 9,844 m²であり、経営地すべてが適正に管理されております。

取得後の営農計画としては、水稻の自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター、耕耘機が各1台、トラックが3台、農舎が150 m²です。農作業歴は10年、年間従事日数は300日以上、通作距離についても徒歩1分圏内と通作可能と判断できます。

3番 申請地は■■■ 地目 田 面積 2,317 m²。

県外の土地所有者が譲渡し人、市内の方が譲受け人となる、有償の売買での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大で、県外で耕作ができず農地の処分に苦慮していた譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は 12,063.61 m²であり、経営地すべてが適正に管理されております。

取得後の営農計画としては、水稻の自家消費及び販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、トラックが各1台です。農作業歴は25年、年間従事日数は200日程、通作距離については車で5分と通作可能と判断できます。

4番 申請地は■■■ 地目 田 面積 1,352 m²。

市内の土地所有者が譲渡し人、市内の方が譲受け人となる、有償の売買での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大です。

受人反別は 3,081 m²あり、経営地すべてが適正に管理されております。

取得後の営農計画としては、水稻の販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機トラックが各 1 台です。農作業歴は 25 年、年間従事日数は 150 日程、通作距離についても車で 3 分と通作可能と判断できます。

5 番 申請地は■■■ 地目 畑 面積 476 m² 外 9 筆 合計 6,431 m²。

土地所有者の譲り渡し人、譲受人とも市内の方による生前贈与としての申請です。

受人反別は 13,417 m²であり、経営地すべてが適正に管理されております。

取得後の営農計画としては、野菜の販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター 5 台、耕耘機 2 台、トラック 4 台です。農作業歴は 10 年以上、年間従事日数は 300 日程、通作距離についても車で 10 分と通作可能と判断できます。

6 番 申請地は■■■ 地目 田 面積 1,006 m²。

譲渡し人、譲受け人ともに市内の方で有償の売買での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、申請地を借りている譲受人が今後も農業を続けていくことから話がまとまり申請に至りました。

受人反別は 5,099 m²であり、経営地すべてが適正に管理されております。

取得後の営農計画としては、野菜の販売及び自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター、耕耘機、トラックが各 1 台、農舎が 80 m²です。設立 40 年、年間従事日数は 150 日程、通作距離についても車で 5 分と通作可能と判断できます。

7 番 申請地は■■■ 地目 田 面積 433 m²。

譲渡し人、譲受け人ともに市内の方で有償の売買での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、農業廃止を考えていた譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は 8,207 m²であり、経営地すべてが適正に管理されております。

取得後の営農計画としては、野菜の販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター 7 台、耕耘機 4 台、トラックが 5 台、農舎が 300 m²です。農作業歴は 15 年、年間従事日数は 300 日程、通作距離についても車で 2 分と通作可能と判断できます。

以上のことから本日の案件 7 件につきまして、譲受人については経営地がすべて適正に管理されていること、農作業に常時従事していること、労働力・通作距離・農機具の所有状況から耕作可能と判断できること、周辺地域への影響がないことなど、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」7件のうち、7番については猪熊委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、7番について審議を行いますので、猪熊委員さんには退室をお願いいたします。

(猪熊委員 退室)

7番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、猪熊委員さんには入室をお願いいたします。

(猪熊委員 入室)

続いて、7番を除く1番から6番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」7件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第4号議案「非農地証明願」9件を議題に供します。

なお、本件については現地調査を実施しておりますので、藤川 委員さん、山下 委員さん、冨木田 委員さんにそれぞれ現地調査の報告をお願いいたします。

藤川委員

私の方からは第4号議案の1番～4番の調査結果について報告をさせていただきます。

1番の■■■については農道として利用しているため申請しております。

場所は■■■から北東へ約100mに位置します。面積は31㎡です。

2番から4番の申請地は3筆ともに山林化しております。

場所は3件とも■■■から北東へ約300mに位置します。

現地を見た感じ、農地として利用するのは困難だと思います。

以上です。

山下委員

5番、6番の報告をいたします。

5番が■■■の場所的には、■■■から■■■に向かう際の右側、山の山頂付近になります。どうやら農道があるらしいのですが、人が行けるようなところではありませんでした。山の下から大まかな場所を確認しました。

6番は現地を確認したところ、元々は海のところなので、大変な湿田でした。現地
の状況を確認したところ、これはもう復旧は無理だなと感じました。

以上です。

富木田委員

7番から9番については申請者が同じなためまとめてご説明いたします。

申請者は市内の土地所有者の方になります。

申請地としては

7番 ■■■ 地目 畑 面積 1,831 m² 外 1 筆 合計 4,690 m²。

8番 ■■■ 地目 畑 面積 343 m²。

9番 ■■■ 地目 畑 面積 826 m² 外 2 筆 合計 1,453 m²です。

3件とも■■■から北東へ約 600mに位置します。

申請理由としては耕作不便な土地のため 30 年ほど前から耕作をしなくなり、現在
山林化しており、再生利用が困難と認められるためであります。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま藤川 委員さん、山下 委員さん、富木田 委員さんより現地調査の報告
がございましたが、事務局より補足説明がありましたらお願いします。

書記

はい。第 4 号議案「非農地証明願」9 件につきましては先ほどの担当委員さんのご
説明通りとなります。

少し補足説明させていただきます。

5番の■■■の件ですが、山下委員さんもおっしゃったとおり、昨日は現地まで行く
ことはできませんでしたが、事務局職員の方で現地まで歩いて直接確認いたしました。
状況的にも再生利用が困難な農地と判断しました。

7番から9番についても、同様に事務局の方で山に登り現地を確認しております。

以上のことから本日の案件 9 件の内 1 件につきましては、「耕作の事業を行う者が、
その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要
な農業用施設の用に供する場合」に該当し、2番から9番に関しては「再生利用が困
難な農地」に該当するため許可総統と判断しております。

よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ありがとうございました。私も現地見せてもらいましたが、病気などで手つかずで
20年、30年たつとこのように山林化してしまうと。あと平坦地の林田の田んぼや西
庄にもこのようなところ数か所ありますが、早めに切っていれば何のこともないです
けれど、持ち主が全然管理しない状態があるので、今後も増えていくと感じておりま
す。

余談ではありましたが、先ほどの事務局と担当委員さんより説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」 9件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

本条委員

6番だけ登記地目が田になっているけど、これは段々畑か何かなのですか。

会長職務代理

いや、これは海の近くの湿地帯です。6番だけに限らず、周りの農地すべてが同じ状況です。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」 9件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第6号議案「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取」33件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

書記

それでは第6号議案「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取」33件についてご説明いたします。

今月の農地貸借は、新規に農地の貸借をする案件が22件、更新が11件となっております。今回の案件の内5番の案件についてですが、新規の貸借と再設定の貸借が混ざっているのですが、新規の件数1件として計上しています。

続いて、市農林水産課が回答しております地域計画への位置づけについては、すべて①から③のいずれかであり、すでに目標地図に位置付けられているもの、もしくは今後位置づけられるもの、変更予定のもののみとなっております問題ないと判断しております。

以上のことから、農用地利用集積等促進計画(案)はいずれも農地をすべて効率的に利用していると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号、第3号を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取」33件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

《質疑応答》

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご意見もないようですので、第6号議案「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取」33件につきましては意見なしとして、香川県農地機構に意見書を提出することといたします。

続きまして今月は農政部門の議案が1件出ております。

第8号議案「農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取」を議題に供します。事

務局の説明を求めます。

事務局長

農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づいて定められております農業振興地域整備計画について、昨年度に市農林水産課においての全体見直しを行っており、その変更案について農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

計画変更の概要を別冊の第8号議案「農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取」にまとめております。

本日は農林水産課の担当職員が来ておりますので、ご意見、ご質問等がございましたらお答えいただこうと思います。

事務局からは以上となります。

会長職務代理

何かお聞きしたいことがあれば、お願いします。

三木委員

いつからの運用になるんですか。

農林水産課

はい。この4月の10日まで公告縦覧を行っておりまして、28日までが異議申し立て期間になっています。異議申し立て期間が終わった後に香川県と本協議を行い、その後に施行の公告を行うことになっております。おそらく5月の上旬から中旬にかけての施行になってくると思われます。

会長職務代理

農林水産課の方からもう少し、除外などについての説明をお願いしますか。

三木委員

ついでに、地域計画からの除外についても併せて説明をお願いします。目標地図に色を付けているものを転用する場合について。

農林水産課

お渡ししている別冊の方の2ページ目に概要と書かれていますと思いますが、今回の全体見直しについては主にこのページの①主な見直し内容ところにある、農用地区域からの除外と農用地区域への編入になります。前回の見直しがあった平成30年度以降に住宅へ転用した農地や、公衆用道路に取り込まれている農地、山林化して再生利用が困難となった農地を除外しております。その他には、坂出市の農家数と書かれたところがあると思いますが、その部分の統計データを最新のものに変更しております。

事務局長補佐

地域計画の関係について、地域計画が令和7年4月から始まっております。今月の転用申請がたまたま0件でしたが、転用申請、非農地証明願などの農地を農地以外のものにする手続きを行う際には、地域計画から除外をしたうえで申請を行う必要があります。まず、農林水産課に地域計画の変更を出して、それに対する意見を農業委員会に求められます。意見を回答したうえで変更の手続きを農林水産課が行い、変更後に、転用等の申請が出されます。おおむね申請まで2カ月程度かかると思われます。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、なかなか頭の中で整理ができないところがあったと思います。100%理解をすることはなかなか難しいと思いますので、疑義

があるのでしたら、事務局に説明をしてもらってもいいのかなと考えます。

本条委員

11 ページの 8 号議案がありますが、これと報告第 1 号というのは関係あるのですか。

会長

全然関係ない。この議案の資料がここに入らなかったから別冊になっていることを示しているだけ。

本条委員

別紙にあるというだけなんですね。これ、農振地域の見直しで個別にこの田んぼを農振地域から外すとか本人から申し出があったら、その時の固定資産税とかはどうなるんですか。

農林水産課

それについては、変わった後に税務課の方で現地調査を行い、地目の変更がされると思うんです。おそらく、税務課の方で地目の変更の処理が終わった後は、変更後の地目で固定資産税が発生すると思われます。

会長職務代理

固定資産税は現状確認がなされて、現況の地目で課税がされる。登記地目とは差異があると思います。

宮本委員

農用地に戻す場合は、手続きは簡単なんですか。

農林水産課

できるだけ、既存の農用地区域の近くでないと難しいといった要件はあるんですけど。

宮本委員

周辺は全部農用地だけど、ある場所だけが農用地でないところがあるんですよ。図面を確認したら。

農林水産課

いくつか書類をそろえていただく必要はあるのですが、少なくとも除外するよりは簡単です。

会長

農用地にしたら簡単には転用ができなくなってしまう。

宮本委員

でも、農用地に入れることは可能ということですね。

農林水産課

地図などの書類をそろえていただくことにはなりますが、できないことはないです。

本条委員

この提出期限が 21 日になってますけど。

農林水産課

農業委員会の定例会の日付に合わせて設定させていただきました。

事務局長補佐

今日、審議してもらったうえで農業委員会として回答を提出することになります。

会長職務代理

農業委員会として意見書を出すんですけど、個別でも申請は受け付けてくれるのですか。

農林水産課

基本的に全体見直し以外に毎年、個別で申請を受け付けていますので、そのように対応させていただきます。

本条委員

管理されていない溜池があつて、今は使っていない段々畑の溜池だから、溜池そのものが老朽化している。災害、決壊した時にいろいろな被害をもたらすような溜池が結構あるんです。そういった溜池を廃止するときは個別に農林水産課に行けば廃止できるのですか。

農林水産課

溜池の担当が土地改良係になるのですが、個別に来ていただいたら対応できると思います。

会長職務代理

また、個別の相談についてはその都度していただきたいと思います。それでは第8号議案「農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取」についての審議はこれを承認し、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することといたします。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件について事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件についてご説明いたします。

1番 ■■■ 地目 田 面積 2,317 m²。

神奈川県貸付人から（公財）香川県農地機構への貸借の解約になります。

解約理由 売買目的で第1号議案3番に関連しています。

備考 利用権 賃借権の解消です。

2番 ■■■ 地目 田 面積 585 m²外 3筆 計 2,870 m²。

府中町の土地所有者から農事組合法人への貸借の解約になります。

解約理由 耕作目的で、今後は農事組合法人の構成員としてではなく、所有者の息子が個人で耕作していくと聞いております。

備考 利用権 使用貸借権の解消です。

3番 ■■■ 地目 畑 面積 313 m²。

八幡町の土地所有者から府中町の借受人への貸借の解約になります。

解約理由 残存小作権の解消です。

備考 解約理由と同様で残存小作権の解消です。

4番 ■■■ 地目 田 面積 1,006 m²。

青海の土地所有者から青海町の借受人への貸借の解約になります。

解約理由 売買目的で第1号議案6番に関連しています。

備考 利用権 使用貸借権の解消 です。

5番 ■■■ 地目 田 面積 253 m²外1筆 計 735 m²。

青海町の土地所有者から青海町の借受人への貸借の解約になります。

解約理由 耕作目的

備考 利用権 使用貸借権の解消 です。

以上で説明を終わります。

会長職務代理

ただいまの報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件について、事務局より説明がありましたが、それについてなにかご質問はありませんか。

三木委員

この報告事項を議案の前の1番最初に持ってきていただいた方が3条関係がわかりやすいと思います。

会長

それはね、この会は審議をすることが、転用とかの審議をすることが目的なんです。合意解約は、審議するものではなく報告なので最後に持ってきている。

石井委員

議案審議とはそもそも、まずは審議してその後に報告するというのがロバート議事録に決まっているのです。

会長職務代理

審議に入る前に合意解約に関連している案件は先に報告してもらってから、審議を行い、最後に残りの報告してもらおうというのはどうでしょうか。

本条委員

それやったら煩雑になる。

宮本委員

備考欄に記載したらどうですか。

書記

そのようにいたします。

会長職務代理

そのほかご質問はございませんか。

特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

(事務局からの連絡事項等)

それでは、これもちまして 4月の定例会を閉会致します。

長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

